

第421回上山市農業委員会総会議事録

1 期 日 令和5年10月25日（水）午後1時30分開会

2 場 所 市役所401・402会議室

3 出席委員 15人

1 番 井上隆市委員

2 番 江口勘四郎委員

3 番 尾形智代委員

4 番 上妻一実委員

6 番 吉田敏恵委員

7 番 黒田浩次委員

8 番 富田憲一委員

9 番 山川光照委員

10 番 奈良崎洋一委員

11 番 長沼健司委員

12 番 松田陽一委員

13 番 鈴木萬四郎委員

14 番 後藤敏秀委員

15 番 原田広幸委員

16 番 木村辰也委員

出席推進委員 9人

平吹正見推進委員、水沼純一推進委員、関野晴美推進委員、松田信朋推進委員、
北澤徹推進委員、齋藤吉昭推進委員、木村武志推進委員、稲毛博推進委員、
鈴木章推進委員

傍 聴 なし

4 欠席委員

5 議事日程

日程1 諸般の報告

日程2 議事録署名委員の指名

日程3 議 第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程4 議 第2号 第486回農用地利用集積計画（転貸を伴う利用権設定）について

日程5 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

日程6 報告第2号 非農地証明書の交付について

6 事務局出席職員

事務局長 伊藤智彦、係長 柏倉昌範、係員 大沼織江、係員 伊藤 亜子

7 会議の概要

議長 (会長)	定刻になりましたので、10月17日に告示になりました、第421回上山市農業委員会総会を開会します。 出席委員は定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。本日の会議は、各位のお手元に配布しております議事日程により進めます。
議長	日程1、諸般の報告であります、事務局長より報告いたします。事務局長。
事務局長	諸般の報告を申し上げます。第1、招集告示について、令和5年10月17日、上山市農業委員会告示第11号により、令和5年10月25日、第421回上山市農業委員会総会を招集する旨告示されました。 第2、出席告知について、令和5年10月18日付け農委第250号をもって、第421回上山市農業委員会総会に出席されるよう告知いたしました。 第3、総会資料の配布について、第421回上山市農業委員会総会日程等、関係資料はお手元に配布しております。 第4、総会出欠席委員数について、委員定数15人、現在出席委員15人となっております。また、推進委員が9人出席しております。以上で報告を終わります。
議長	日程2、議事録署名委員の氏名であります、上山市農業委員会総会会議規則第29条の規定により、議長において、6番、吉田敏恵委員、12番、松田陽一委員を指名いたします。
議長	日程3、議第1号、農地法第3条の規定による許可申請について議題といたします。はじめに使用貸借権の設定について、事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。
事務局長	議第1号、農地法第3条の規定による許可申請の使用貸借権の設定について説明いたしますので、議案書の1ページをお開きください。1件の申請がございました。 整理番号1について説明いたします。貸し人は東町在住の〇〇氏、農業、借り人は東町在住の〇〇氏、農業で、両者は親子であります。皆沢地内の畑2筆について使用貸借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。借り人の要件としては、農地の全部効率活用の可否、農業常時従事の可否、地域との調和の可否はいずれも

	可であることから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果について報告をお願いします。11番、長沼健司委員。
長沼委員	整理番号1について、現地調査の結果を報告します。10月23日に両者立会いの下現地にて聞き取りを行いました。今までは〇〇氏が干し柿の原料の柿を栽培しており、今後も柿を栽培する予定とのことです。〇〇氏も〇〇氏を手伝いながら農家をやるということで許可相当と思われます。ご審議のほどよろしくお願い致します。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第3条の規定による許可申請のうち使用貸借権の設定の整理番号1については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。
議長	日程4、議第2号、第486回農用地利用集積計画の転貸を伴う利用権設定について議題といたします。内容については事務局長より説明いたします。事務局長。
事務局長	議第2号、第486回農用地利用集積計画の転貸を伴う利用権設定について説明いたしますので、議案書の2ページをお開きください。33件の申請がございました。全て農地中間管理機構を通じた貸借で、転貸者は山形市に事務所を有する公益財団法人やまがた農業支援センターです。 整理番号1について説明いたします。借り人は原口在住の〇〇氏、貸し人は牧野在住の〇〇氏であります。牧野地内の田2筆について賃借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、旧基盤強化法第18条第3項の各要件を満

	たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号 1 については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号 2 及び 3 については関連がありますので、事務局長より一括して説明いたします。事務局長。
事務局長	整理番号 2 及び 3 について説明いたします。借り人は山形市在住の〇〇氏、貸し人は美咲町二丁目在住の〇〇氏及び山形市在住の〇〇氏であります。菖蒲地内の田 2 筆について賃借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、旧基盤強化法第 18 条第 3 項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号 2 及び 3 については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号 4 について事務局長より説明いたします。事務局長。
事務局長	整理番号 4 について説明いたします。借り人は下生居在住の〇〇氏、貸し人は下生居在住の〇〇氏であります。下生居地内の田 1 筆の一部について使用賃借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、旧基盤強化法第 18 条第

	3 項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号 4 については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号 5 について事務局長より説明いたします。事務局長。
事務局長	整理番号 5 について説明いたします。借り人は弁天一丁目在住の〇〇氏、貸し人は阿弥陀地在住の〇〇氏であります。阿弥陀地地内の田 1 筆について賃借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、旧基盤強化法第 18 条第 3 項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号 5 については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号 6 について事務局長より説明いたします。事務局長。
事務局長	整理番号 6 について説明いたします。借り人は下生居在住の〇〇氏、貸し人は下生居在住の〇〇氏であります。下生居地内の田 1 筆の一部について使用賃借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、旧基盤強化法第 18 条第 3 項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長	これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号 6 については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号 7 について事務局長より説明いたします。事務局長。
事務局長	整理番号 7 について説明いたします。借り人は山形市在住の〇〇氏、貸し人は河崎二丁目在住の〇〇氏であります。皆沢地内の田 3 筆について賃借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、旧基盤強化法第 18 条第 3 項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号 7 については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号 8 について事務局長より説明いたします。事務局長。
事務局長	整理番号 8 について説明いたします。借り人は小穴に事務所を有する株式会社〇〇、貸し人は細谷在住の〇〇氏であります。細谷地内の畑 1 筆について賃借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、旧基盤強化法第 18 条第 3 項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

	(なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号 8 については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。
	(異議なしの声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号 9 について事務局長より説明いたします。事務局長。
事務局長	整理番号 9 について説明いたします。借り人は金瓶在住の〇〇氏、貸し人は南陽市在住の〇〇氏であります。金瓶地内の田 1 筆について賃借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、旧基盤強化法第 18 条第 3 項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。
	(なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号 9 については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。
	(異議なしの声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号 10 について事務局長より説明をいたします。事務局長。
事務局長	整理番号 10 について説明いたします。借り人は金瓶在住の〇〇氏、貸し人は南陽市在住の〇〇氏であります。金瓶地内の田 1 筆について賃借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、旧基盤強化法第 18 条第 3 項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。
	(なしの声あり)

議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号１０については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号１１から１３については関連がありますので、事務局長より一括して説明いたします。事務局長。
事務局長	整理番号１１から１３について説明いたします。借り人は仙石在住の〇〇氏、貸し人は仙石在住の〇〇氏、金谷在住の〇〇氏及び〇〇氏であります。仙石及び金谷地内の田３筆について賃借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、旧基盤強化法第１８条第３項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号１１から１３については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に整理番号１４及び１５については関連がありますので、事務局長より一括して説明いたします。事務局長。
事務局長	整理番号１４及び１５について説明いたします。借り人は金谷在住の〇〇氏、貸し人は金谷在住の〇〇氏及び高野在住の〇〇氏であります。金谷地内の田７筆について賃借権または使用賃借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、旧基盤強化法第１８条第３項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

	(なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号１４及び１５については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。
	(異議なしの声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号１６について、事務局長より説明いたします。事務局長。
事務局長	整理番号１６について説明いたします。借り人は山形市に事務所を有する株式会社〇〇、貸し人は金瓶在住の〇〇氏であります。金瓶地内の田２筆について賃借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、旧基盤強化法第１８条第３項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。
黒田委員	借り人の株式会社〇〇とはどういう会社か。
事務局	もともと米や酒米などの卸売り業を行っていた会社になります。上山市内で農地を借りたのは今年の１月からです。それ以前より卸売りだけでなく自分たちで営農もしてみたいと相談を受けており、今年から営農を開始している会社になります。全体の経営面積としては現在５町歩くらいとなっております。
議長	そのほか質疑ございますか。
	(なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号１６については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。
	(異議なしの声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号１７について事務局長より説明をいたします。事務局

	長。
事務局長	整理番号１７について説明いたします。借り人は東町在住の〇〇氏、貸し人は金生東一丁目在住の〇〇氏であります。金生地内の畑６筆について賃借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、旧基盤強化法第１８条第３項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号１７については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号１８について事務局長より説明をいたします。事務局長。
事務局長	整理番号１８について説明いたします。借り人は長清水三丁目在住の〇〇氏、貸し人は久保手在住の〇〇氏であります。〇〇氏は新規就農希望者であり、久保手地内の田畑７筆について賃借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、旧基盤強化法第１８条第３項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、新規就農希望者については、農地専門委員会で聞き取りを行っておりますので、農地専門委員長より聞き取り結果について報告をお願いします。
長沼委員長	〇〇氏から聞き取りを行いましたので、結果を報告します。１０月１９日に農地専門委員会を開催し、聞き取りを行いました。〇〇氏は現在〇〇に勤めており、ワイン用ぶどうを作りたいということです。自分で作ったぶどうを〇〇に持っていき醸造してもらおうそうです。将来的には自分でワイナリーを作りたいとのことでした。兼業で農家をするため、現在の経営面積は３０ａほどですが多くても５０ａくらいまで出来るので

はないかということでした。

またその後農地専門委員会で話になったのですが、親元就農でない場合現地がどのようなになっているかの追跡調査を行ったことがないので、来年度から新規就農で親元就農でない場合、新規就農者に対して3年目くらいに畑がどのようなになっているか現地調査をしたいので、農地パトロールの際に皆様から見て頂きたいと思っております。よろしくお願いします。

議長

ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長

発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号18については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長

ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号19について事務局長より説明をいたします。事務局長。

事務局長

整理番号19について説明いたします。借り人は金谷在住の〇〇氏、貸し人は金谷在住の〇〇氏であります。金谷地内の田3筆について賃借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、旧基盤強化法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長

これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長

発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号19については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長

ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。

議長	日程 5、報告第 1 号、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について報告いたします。内容については事務局長より報告します。事務局長。
事務局長	報告第 1 号、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について報告いたしますので、議案書の 7 ページをお開きください。6 件の届出があり、全て相続により所有権を取得したものです。なお、整理番号 2 及び 3 については、農業委員会によるあっせん等の希望有となっております。以上で報告を終わります。
議長	ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。
議長	日程 6、報告第 2 号、非農地証明書の交付について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。
事務局長	報告第 2 号、非農地証明書の交付について報告いたしますので、議案書の 8 ページをお開きください。4 件の申請がございました。 整理番号 1 について説明いたします。申請人は金生東一丁目在住の〇〇氏であります。金生地内の畑 2 筆について申請があったものです。平成 9 年及び平成 10 年に転用許可を得て、駐車場として利用していましたが、地目変更を怠っていたため、非農地証明書を発行したものです。以上で報告を終わります。
議長	ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。次に、整理番号 2 について事務局長より報告いたします。事務局長。
事務局長	整理番号 2 について説明いたします。申請人は富山県高岡市在住の〇〇氏であります。皆沢地内の畑 3 筆について申請があったものです。昭和 41 年から宅地及び庭として利用してきたもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。農地性を失って 20 年以上経過していることから、非農地証明書を発行したものです。以上で報告を終わ

	ります。
議長	ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。次に、整理番号３について事務局長より報告いたします。事務局長。
事務局長	整理番号３について説明いたします。申請人は金瓶在住の〇〇氏であります。金瓶地内の畑１筆について申請があったものです。傾斜が急な土地のため耕作が難しく、平成３年から原野化したもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。農地性を失って２０年以上経過していることから、非農地証明書を発行したものです。以上で報告を終わります。
議長	ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。次に、整理番号４について事務局長より報告いたします。事務局長。
事務局長	整理番号４について説明いたします。申請人は三本松在住の〇〇氏であります。三本松地内の畑１筆について申請があったものです。石材屋を営んでいた申請人の父が昭和４８年から石材置場として利用していたもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。農地性を失って２０年以上経過していることから、非農地証明書を発行したものです。以上で報告を終わります。
議長	ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。 最後にお諮りいたします。本総会において議決された議案の中で、字句、数字等の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

議長	(異議なしの声あり) ご異議なしと認めます。よって、字句・数字等の整理を要するものについては、議長に委任することに決しました。 以上をもって、本総会の日程は全部終了いたしました。
----	--

(終了時刻 午後２時２分)

議事録署名委員

議事録署名委員